

## 令和4年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 日 （5月24日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長の報告	5
会期の決定	7
諸報告	7
一般質問	9
管理者提出議案の上程及び説明	2 1
議案第4号の説明、質疑、討論、採決	2 2
議案第5号の説明、質疑、討論、採決	2 3
議案第6号の説明、質疑、討論、採決	2 5
議案第7号の説明、採決	2 6
閉会中の継続審査の件	2 7
管理者挨拶	2 7
副管理者退任の挨拶	2 8
閉 会	2 9

埼玉中部環境保全組合告示第3号

令和4年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月17日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和4年5月24日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

- 1) 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 2) 議案第5号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 3) 議案第6号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 3 名 )

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	金 子 雄 一	議 員
3 番	野 本 恵 司	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	滝 瀬 光 一	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和4年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

### ○議事日程 第1号

令和4年5月24日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
  - 第2 議席の指定
  - 第3 会議録署名議員の指名
  - 第4 議会運営委員長の報告
  - 第5 会期の決定
  - 第6 諸報告
  - 第7 一般質問
  - 第8 管理者提出議案の上程及び説明
  - 第9 議案第4号の説明、質疑、討論、採決
  - 第10 議案第5号の説明、質疑、討論、採決
  - 第11 議案第6号の説明、質疑、討論、採決
  - 第12 議案第7号の説明、採決
  - 第13 閉会中の継続審査の件
- 閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	野本恵司	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	滝瀬光一	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	原口和久	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	小川輝由	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	大澤修一	君
建設推進課長	田村邦博	君

---

○職務のため出席した事務局職員

書記	神田将大
----	------

---

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

- 神田 隆議長 ただいまから令和4年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。
- なお、保角議員さんから、少し遅れるとの連絡がありましたので、申し上げます。
- 本日の出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立いたします。
- なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いたします。
- 

◎開議の宣告

- 神田 隆議長 これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 神田 隆議長 日程第1、議事日程の報告を行います。本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。
- 

◎議席の指定

- 神田 隆議長 日程第2、議席の指定を行います。
- 北本市議会選出の議員1名が交代となり、滝瀬光一議員が選出されました。このため議席の指定を行います。
- 10番の議席を滝瀬光一議員に指定いたします。
- それでは、滝瀬光一議員さん、自己紹介をお願いいたします。
- 10番 滝瀬光一議員 おはようございます。北本市議会選出の滝瀬光一でございます。現在3期目でございます。何せ当組合議員として就きますのは初めてでございますので、どうぞよろしくお願いたします。
- 神田 隆議長 ありがとうございます。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 神田 隆議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。
- 埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、5番、田中克美議員、6番、中野昭議員、7番、湯沢美恵議員を指名いたします。
- 

◎議会運営委員長の報告

- 神田 隆議長 日程第4、議会運営委員長の報告を行います。
- 去る5月17日に議会運営委員会が開催されておりますので、委員長より、その結果の報告をお願

いたします。

柳谷議会運営委員長。

○柳谷 泉議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第4、議会運営委員長の報告を申し上げます。

去る5月17日午前9時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程等について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明を申し上げます。

日程第5、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第6、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第7、一般質問。通告者は4名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第8、管理者提出議案の上程及び説明であります。

日程第9、議案第4号 専決処分承認を求めることについて。

日程第10、議案第5号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

日程第11、議案第6号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

日程第12、議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第13、閉会中の継続審査の件。

議事日程は以上であります。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置がされております。また、自席での各発言については、着席のまま行うこととなりました。

次に、議会傍聴者への対応について協議がなされ、議場内での傍聴につきましては、密を避けるため3名までとし、議会当日8時30分までに受付を済ませた者が3名を超えるときは、抽せんをするということに決定をいたしました。

なお、傍聴者3名以外の方につきましては、この建物の1階ロビーで、議場内の映像を放映するモニター画面が設置された視聴会場に20席を設けて先着順に案内をして視聴していただくことに決定をいたしました。

次に、4月26日にごみ処理施設問題を考える会から当組合の管理者宛てに「新ごみ処理施設建設に関する要望書」が提出をされ、提出者から組合議員への配付の依頼がありましたので、協議の結果、配付をすることに決定をいたしました。

次に、令和4年度の議会行政視察研修について協議がなされ、コロナ禍ではありますが、現時点では10月の下旬の2日間で実施することとなりました。視察先等については議長と事務局に一任を

し計画をしていくことに決定をいたしました。議員各位から提案がございましたら今月中に事務局までお願いいたします。

次に、議員の交代がありましたので、議会終了後に議場内で全景写真を撮影することといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

また、今議会においては一般質問者が4名ですが、昼食は用意をしないということで決定をいたしました。

以上が議会運営委員会の報告であります。よろしくお願い申し上げます。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

---

#### ◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第5、会期の決定につきましては、柳谷議会運営委員長長の報告のとおり、5月24日、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎諸報告

○神田 隆議長 日程第6、諸報告を行います。

管理者から第1回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。管理者。

○宮崎善雄管理者 おはようございます。本日ここに、令和4年第2回5月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年2月議会定例会以降の事務の執行状況等につきまして報告申し上げます。

初めに、事務局の組織体制及び人事関係でございます。

本年度より当組合を事業主体として新たなごみ処理施設の建設に向けた取組が始まることから、体制強化のため4月1日より建設推進課を新設いたしました。構成市町のご協力の下、鴻巣市から田村課長、北本市から原田主幹、吉見町から藤倉係長の計3名の派遣をいただき、新たな施設の建設に関わる事務を開始いたしました。

このほかでは、本年3月31日付で小川総務課長を吉見町に帰任させ、4月1日付では大澤総務課長が吉見町から派遣をされております。また、3月31日をもって藤倉会計管理者が定年退職となりましたので、新たに4月1日付で吉見町の小川会計管理者を当組合会計管理者として選任して

おりますので、前任者同様よろしくお願いを申し上げます。

さらに、成井事務局長を4月1日付で再任用いたしております。

新たなごみ処理施設の建設の推進につきましては、着実に事務を進めるため、構成市町の環境担当部課長をメンバーとする幹事会及び副市町長をメンバーとする調整委員会を設置し、4月21日に幹事会、4月27日に調整委員会をそれぞれ開催しております。

今後も幹事会を中心に、組合で進める新たなごみ処理施設の建設に係る事務全般についてしっかりと協議を行い、調査研究及び調整に重点的に取り組み、必要に応じて調整委員会でさらなる協議を行いながら事業を推進してまいります。

次に、運転管理業務委託につきましては、株式会社カンエイメンテナンスと令和2年度から3年間の長期継続契約をいたしており、本年度はその最終年度となりますが、内容に変更はございません。

次に、入札についてでございますが、3月23日に修繕1件、備品購入1件の入札を執行いたしました。また、5月12日には修繕2件の入札を執行いたしております。

次に、お手元に配付させていただきました令和3年度の運転状況について申し上げます。当組合管内から発生した搬入ごみ量につきましては、可燃ごみが3万4,048.75トン、粗大ごみが1,709.21トン、合計3万5,757.96トンであり、昨年度と比較をいたしますと、可燃ごみは1,063.77トンの減、粗大ごみも98.17トンの減で、合計では1,161.94トン、3.15%の減でありました。今後ごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願い申し上げます。

このほかに施設整備等に伴う受託ごみにつきましては、桶川市から4,833.95トン、小川地区衛生組合から785.63トンの可燃ごみを処理しております。

なお、桶川市につきましては今年度も可燃ごみ受入れの依頼がありました。受入れの期間は令和5年3月31日までの1年間で、5,511トンの搬入計画となっております。

また、灰の処分につきましては、合計4,681.60トンをセメント原料として処理委託しております。

施設の運転、維持管理業務につきましては順調に推移しておりますが、今後も施設の機能を維持していくため、適宜保守点検整備等を実施して適正な維持管理に努めてまいります。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、3月4日、14日及び4月6日に大宮国道事務所、上尾道路受注コンサルタントと、埋め立てられた廃棄物の減量化・再利用等についての意見交換をしております。また、4月27日に正副管理者3名で関東地方整備局大宮国道事務所長に今後の事業推進等についてお願いに行ってまいりました。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願いを申し上げ、諸報告とさせていただきます。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

管理者の諸報告が終わりました。

---

◎一般質問

○神田 隆議長 日程第7、一般質問を行います。

質問通告者は4名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番目の通告者、戸谷照喜議員の質問を許可いたします。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 それでは、質問をいたします。12番、戸谷です。

1番目には、建設のスケジュールです。新ごみ処理施設、鴻巣市郷地安養寺地域に予定されておりますその施設ですが、いつに稼働になるのか、設定できるのかどうか。そしてまた、その理由はということなのか、お聞きしたいと思います。

2番目には、それまでの主なスケジュールはどういうふうになるのか、聞きたいと思います。

それから、2番目には、一番大事なことなのですが、施設の内容と規模、どのような施設を目指すのか。現段階における調査研究の内容というのはどういうふうになっているのか、聞きたいと思います。

それから、3番目には、現在の施設、大串の施設ですが、これの後処理、後処理といいますが、新たな施設がスタートした後のこの施設はどういうふうにとということなのですが、現在のこの施設はきれいにして地元にお返しできるのかどうかということです。

以上、3点について質問をいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 戸谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、建設のスケジュールの(1)、(2)につきましては関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

(1)、新ごみ処理施設の稼働をいつに設定できるか。また、その理由は。(2)、それまでの主なスケジュールはについてでございます。令和3年9月16日に鴻巣市、北本市、吉見町で「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」が締結され、2市1町の枠組みで埼玉中部環境保全組合を事業主体として建設を行うことが決定いたしました。これを受け、新たなごみ処理施設の整備推進に向け、令和4年4月1日から建設推進課を設置したところでございます。

ご質問の新たなごみ処理施設の稼働時期につきましては、全体のスケジュール案を作成する必要がありますので、今後速やかにスケジュール案を策定し、完成した段階でご報告させていただきます。

次に、件名2、施設の内容と規模のどのような施設を目指すのかについてでございます。当組合

では令和4年度に基本構想を策定する予定であり、その中で施設の内容や規模についても検討していくこととなりますが、検討に当たっては、今後設置を予定している（仮称）新たなごみ処理施設等建設検討委員会でご意見をいただきながら、目指すべき施設を具体化していきたいと考えております。

次に、件名3、現在の施設の後処理についての新施設がスタートした暁には、現在の施設跡はきれいにして地元にお返しできるのかについてでございます。新たなごみ処理施設は、埼玉中部環境センターの建て替えとなりますので、新施設でのごみ処理が開始されれば、当センターでのごみ処理は終えることとなります。

この時点で現在の施設は不要となり、その後解体することとなりますが、土地及び建物につきましては、2市1町で構成する埼玉中部環境保全組合の財産でありますので、跡地の利用につきましては、今後協議検討していくものと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

1番目のこの施設の稼働時期の件なのですが、「新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意書」が締結されたのが昨年の9月ですね、9月で間もなく1年になるということなのですが、そこで次の4点について簡潔にお答えいただきたいと思っております。

1年になりますので、そうはいつでもいつ頃を目指すのかと、完成年度はいつ頃を目指すのか。5年先なのか、10年先なのかあるいは15年先なのか、それぐらいのめどぐらいは出るのではないかと思いますけれども、それも現段階では無理かどうか、第1点です。

それから、全体のスケジュールですが、お答えでは速やかに検討して公表したいと。先ほど言いましたように、速やかにというのをこれも年度内とは限らないと、あるいは二、三年というふうに取りたくもないわけですが、スケジュールはいつぐらいまでに完成予定なのかと、公表できるのかというのが2点です。

それから、建設推進課については、先ほど管理者から3名の方の赴任が決まったということなのですが、3名体制でやっていくのかどうか。

それから、4番目は、一番大事なことだという認識なのですが、物事の最終決定機関は組合議会、当然だというふうに思っているのですが、過去の例から必ずしもそうっていない事例を体験しておりますけれども、組合議会を最終決定機関としてきちんと設定できるのかどうか、4点についてお聞きしたいと思っております。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を願います。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 戸谷議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目と2点目につきましては関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

1点目の事業期間についてでございます。当組合では、現在事業の全体スケジュールを作成しようとする段階でありますことから、事業期間の設定根拠がない中で目標年度を明確に何年度までとお答えすることはできませんが、一般的な流れといたしまして、初めに基本構想などを策定し、それらに基づき施設の設計や各種調査を行い、最終的に建設工事に着手することになると考えております。

続きまして、3点目の（仮称）新たなごみ処理施設等建設検討委員会の位置づけについてでございます。検討委員会は、管理者の諮問に応じて、新たなごみ処理施設などの整備に関する必要な事項について調査研究及び検討を行い、管理者に答申する附属機関になるものと考えております。

次に、4点目の施設に関連する事項の決定プロセスについてでございます。一般的な事務の流れといたしまして、2市1町の環境担当部課長から構成される幹事会や、副市町長から構成される調整委員会を経て、最終的に正副管理者会議で決定することとなりますが、必要に応じて今後設置を予定しております（仮称）新たなごみ処理施設等建設検討委員会の意見具申をいただきながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 まずスケジュールですけれども、これは年度内には出そうなのですか。年度内というのは、結局来年の3月ぐらいまでにはスケジュールは出そうなのですか。ちょっとはつきり聞こえなかったのですが、お願いします。

○神田 隆議長 それだけですか、質問は。それだけでいいのですね。

○12番 戸谷照喜議員 ごめんなさい。それが1つですね。

それともう一つ、決定プロセスの基本もお答えいただいたのですけれども、これについては非常に大事なことで、先ほども管理者から幹事会、調整委員会という決定機関の名前が出たのですけれども、その後正副管理者会議、それから組合議会での決定と、大体そのプロセスで物事が進行していくのかどうか。これは管理者からも聞いていないのですけれども、過去の事例に沿ったような感じの決定等ですけれども、こういったプロセスで物事を進めていくのかどうか。

それから、課長からあったのですが、ごみ処理施設等検討委員会、ここで実はたたき台をつくるのか、たたき台は幹事会でつくるのか、それともここの検討委員会をつくるのか、たたき台ですね。それで、検討委員会という内容については、何も触れられなかったのですけれども、過去の事例を見ますと、学識経験者ですとか、地元の議員ですとか、あるいは地元の代表者、主にこの3者の構

成によってこの検討委員会が構成されて進められるということなのですが、ここで原案をつくるのかあるいはこれは管理者の諮問機関みたいな役割を果たすのか、ちょっとこの検討委員会の性格が分かりにくいですね、この事例を見ても。これ今分かった段階で教えていただけますか。

○神田 隆議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 戸谷議員の再々質問にお答え申し上げます。

1点目のスケジュールの作成期間といいますか、作成の期間でございますけれども、現在スケジュールにつきましては、年度内を目標に作成したいというふうに考えております。

それから、2点目の物事の日程のプロセスでございますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、まず構成市町の担当部課長で構成される幹事会で協議を行って、必要に応じて副市町長で構成される調整委員会でさらに協議を重ねて、最終的には正副管理者会議で決定するものと考えております。

それから、3点目の検討委員会について、こちらは構成メンバーの考え方でよろしいでしょうか。現在検討委員会につきましても、2点目のご質問のとおり、まずは事務局のほうでたたき台をつくっていく中で幹事会あるいは調整委員会に協議を、いろんな意見をいただきながら、最終的には正副管理者会議で決定していくものと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 以上で戸谷照喜議員の質問は終了いたします。

続きまして……

〔「許可してもらえませんか、例外的に」と言う人あり〕

○神田 隆議長 しません。

〔「どうしてですか」と言う人あり〕

○神田 隆議長 3回までです。また、次回お願いします。

〔「議長の運用次第では3回目……」と言う人あり〕

○神田 隆議長 2番目の通告者に移ります。

齊藤嘉宏議員の質問を許可いたします。

○11番 齊藤嘉宏議員 皆さん、おはようございます。議長より発言のお許しがありましたので、発言します。

それでは、まず初めに皆さん知っていると思うのですが、ゼロカーボンシティ宣言というものを鴻巣市が10月1日、そして吉見町は12月1日、北本市が今年の1月15日にそれぞれ宣言を行いました。この宣言の共通点というのは、それぞれ2050年までにCO<sub>2</sub>、二酸化炭素の排出量ゼロを目指して、今後環境基本計画あるいは地球温暖化対策、この実行計画等を見直して、そして具体

的な取組というものを、これをこの施設で行うこと、各ところで検討をしているわけでありましてけれども、私はこの問題について例えば鴻巣市あるいは北本市、吉見町がこの事業主体としての新ごみ施設、これの計画に向けた基本構想というものを策定する上で埼玉中部環境保全組合として今後検討が行われると思います。そこで、新ごみ処理施設建設の中心的な課題であることから、今回この提出の基本構想についての質問を行っていきたいと思います。

1点目として、新ごみ処理施設に向けてのゼロカーボンシティ宣言の捉え方についてどのように考えているか。

2つ目が新たなごみ処理施設、この建設の検討委員会の立ち上げスケジュールを、これを教えていただければと思います。

3つ目がこの基本構想を検討する上で二酸化炭素の排出ゼロに向けて、この取組及び計画案というものを教えていただければと思いますが、以上が私の質問になります。そして、再質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 齊藤議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新ごみ処理施設建設の基本構想等についての①、新ごみ処理施設建設に向けて、ゼロカーボンシティ宣言の捉え方についてどのように考えていますかでございます。当組合の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町において、令和3年度にそれぞれゼロカーボンシティ宣言を表明していることから、その方向性を踏まえ、今後2市1町との整合を図りながら新たなごみ処理施設の建設に向けた事務を進めてまいります。

次に、②、新ごみ処理施設建設の検討委員会の立ち上げスケジュールを教えてくださいについてでございます。当組合では、令和4年4月1日に新たなごみ処理施設の建設に向け、建設推進課が設置されました。これから様々な事業を進めていく中で、検討委員会の設置は重要でありますので、できるだけ早い時期に設置できるよう準備をしております。

次に、③、基本構想を検討する上で二酸化炭素の排出ゼロに向けた取組及び計画案等を教えてくださいについてでございます。令和4年度の当初予算として、一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託料3,000万円が計上されており、その中に基本構想の策定が含まれております。今後構成市町のゼロカーボンシティ宣言の内容を踏まえながら策定をしております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 ありがとうございます。

今現在の進展を見ますと、こういう答弁なのかなという形に受けとめております。そこで、やはり基本構想等を策定する上で、2050年までに二酸化炭素のこのゼロ、これに向けての処理施設を目指していくわけですから、施設の建設に向けての取組というものをやはり全ての情報、これを市民、町民に公開すること、そして報告、対話というものをいつでもどの場所においても持っていく、こういうことが今後とも必要になると思います。そのことについてどうお考えでしょうか。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 齊藤議員さんの再質問にお答え申し上げます。

脱炭素に向け、2市1町の方向性を踏まえたごみ処理施設の建設に取り組んでいく中での情報の扱いでございますが、事業の進捗に応じ、埼玉中部環境センターだよりやホームページ等で適宜情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 ホームページ内でもって誰でも見られるという状況ですね。その都度明確にお願いしたい。それとあわせて、今傍聴なんかもとくさん来ていますけれども、誰とでも質問とか、あるいは意見交換ができるような場を設定していくことを望んで、これで私の質問を終わります。

○神田 隆議長 以上で齊藤議員の質問は終わります。

引き続き、3番目の通告者、桜井卓議員の質問を許可いたします。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 8番、桜井です。それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、令和4年第2回定例会につきまして一般質問をさせていただきます。

件名1、新焼却施設の整備に向けてです。全体を通して戸谷議員、それから齊藤議員の質問と重複するところがございますが、ご容赦いただきたいと思います。

(1)、構成市町全てがゼロカーボンシティを宣言したが、今後どのように連携して取り組んでいくのかです。今年1月15日に北本市がゼロカーボンシティ宣言を行いました。鴻巣市は昨年10月1日、吉見町も昨年12月1日に宣言をしております、これにより構成市町2市1町がゼロカーボンシティ宣言をしたこととなります。

廃棄物の処理に当たりましては、収集運搬をして焼却をするという過程の中で二酸化炭素が排出をされます。排出量をゼロにするということは不可能だと思いますが、ゼロカーボンの宣言をした以上、これをできるだけ減らす取組をしていかなければなりません。2市1町としましても、焼却

は組合でやっているから、CO<sub>2</sub>を排出するのは組合だということに関係ないということにはならないと思います。ゼロカーボンを目指す以上、廃棄物処理においてどうすべきかということについて、組合と2市1町が協調して進めなければいけません。

一方で、一般廃棄物処理において排出をされます二酸化炭素の量は、ほかの部門からの排出量と比べて決して多いとは言えません。環境省が公表しております2019年度の部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計では、一般廃棄物部門からのCO<sub>2</sub>排出量の割合は、鴻巣市が2.0%、北本市1.6%、吉見町は0.6%となっております。

その二酸化炭素の排出抑制が進まない理由としては、コストがかかるということあるいは手間がかかるということのどちらかあるいはその両方ではないかと考えられますが、その割合としては決して多くはない一般廃棄物部門からの二酸化炭素の排出抑制についてどこまでコストをかけるのか、あるいは住民に分別などの手間、負担を求めるかについても十分な議論が必要になってくるものと考えます。ゼロカーボンに向けまして、組合として構成市町と連携をして今後どのように取り組んでいくのかについて伺います。

(2)、廃棄物処理において二酸化炭素排出量を削減するための具体的な方策はです。国では、昨年10月22日に地球温暖化対策計画を閣議決定をしており、この中で廃棄物分野において取り組むべきことが記されております。これには様々な取組が例示をされておりますが、こうしたものを参考として本組合においては具体的にどのような方策が考えられるのかについて伺います。

(3)、新焼却施設の整備に向けた手順についてです。ゼロカーボンの取組を進める上では、どのようなごみ処理を行うか、どのようなごみ処理施設が必要か、焼却によって生じたエネルギーをどのように活用するのかなどの様々な検討が必要になってまいります。

極端な話として、できるだけ焼却量を減らそうということで、例えば生ごみは分別をして焼却以外の処理方法にしようということになれば、焼却施設自体が小さくなって、必要な面積も小さくなっていくと思います。

また、エネルギーを単純に売電をするのか、それとも施設周辺で活用するのかによっても、新しい焼却施設の整備に適した場所というのは変わってきます。つまり、ある程度2市1町におけるゼロカーボンに向けたごみ処理の方向性が決まってくないと、この建設地を含む新施設整備の方向性を決められないのではないかと思います。本組合ではどのような手順で進めていこうとしているのか伺います。

(4)、新焼却施設の建設予定地についてです。建設予定地につきましては、検討委員会のような組織におきまして選定をするものと理解しておりますが、2市1町の基本合意書では、既に鴻巣市郷地安養寺地内とされております。

新たに設置されます検討委員会におきましては、この鴻巣市郷地安養寺地内、ここが適地であるかどうかを調査、審査するだけになるのか、それともそれ以外の場所についても新たな検討をする

ことになるのでしょうか。

また、ほかの場所について検討するという場合、組合として幾つかの候補地を提示をするのか、それともその候補地の選定も含めて検討委員会の中で検討していくのか、そういったことについて伺います。

最後、(5)です。2市1町の基本合意書で建設予定地としている鴻巣市郷地安養寺地区の住民との話し合いについてです。2市1町の基本合意として、鴻巣市郷地安養寺地区を建設予定地としておりますが、組合としては既に地元住民の方に何らかの説明はされているのでしょうか。

また、組合としてはまだ説明はしていないものの、2市1町や地元の鴻巣市としてこの基本合意の締結に当たり、既に地元住民の方に何らかの説明を行っており、その内容について組合のほうに引き継がれているもの、平たく言ってしまえば、建設するに当たっての条件あるいは要望事項、そういったものを組合として把握しているものはあるのでしょうか。

以上、5点です。よろしくお願いいたします。

○**神田 隆議長** 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 桜井議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、新焼却施設の整備に向けての(1)、構成市町全てがゼロカーボンシティを宣言したが、今後どのように連携して取り組んでいくのかについてでございます。当組合の構成市町である鴻巣市、北本市、吉見町において、令和3年度にそれぞれゼロカーボンシティ宣言を表明していることから、その方向性を踏まえ、今後2市1町との整合を図りながら新たなごみ処理施設の建設に向けた事務を進めてまいります。

次に、(2)、廃棄物処理において二酸化炭素排出量を削減するための具体的な方策はについてでございます。令和4年度の当初予算として計上されている3,000万円の委託料に基本構想や一般廃棄物処理基本計画などが含まれており、これらを策定する過程において構成市町の考えを確認しながら建設すべき施設の在り方について検討してまいります。

次に、(3)、新焼却施設の整備に向けた手順についてでございます。新たなごみ処理施設の計画につきましては、今後全体スケジュールを作成していく中で検討してまいりたいと考えております。

次に、(4)、新焼却施設の建設予定地についてでございます。現在建設予定地の関係を含めた本事業に係る様々な事項を検討していただくため、(仮称)新たなごみ処理施設等建設検討委員会の設置に向けた事務を進めているところでございます。

次に、(5)、2市1町の基本合意書で建設予定地としている鴻巣市郷地安養寺地区の住民との話し合いについてでございます。当組合として建設地が確定した段階で地元住民の方々と話し合う機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 それでは、再質問をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。

まず、(1)について、今後2市1町との整合を図りながら新たなごみ処理施設の建設に向けた事務を進めるという答弁をいただきました。冒頭の説明で管理者のほうから説明があつて、幹事会、今の調整委員会を設置をして話合いが始まったところだという話も伺っております。今年度既に2か月余りが経過しているわけなのですが、この間今後の進め方、既に幹事会、調整委員会を開かれているわけなのですが、そういった中で例えばゼロカーボンをどうするというような具体的な話合いというのはまだされていないということよろしいでしょうか、確認のために伺います。

それから、(2)についてです。こちらについては、当初予算に計上されております3,000万円の中で二酸化炭素の排出量の削減策についても検討しているという答弁でございましたが、こちらについても確認で、現時点では組合としてイメージしているものはこういうふうにしていこう、こういったものがないのではないかと、そういったイメージというものはないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、(3)についてです。こちらについては、新たなごみ処理施設の計画について、今後全体スケジュールを作成していく中で検討するということだったのですが、今年度既に2か月余りが経過しているところで、ゼロカーボン、これに対応しなければいけないという要素が新たに加わっているわけで、施設整備までにやらなければいけない、検討しなければいけないことというのが非常に多くなっていることと思います。これは早急に検討を開始して、具体的なスケジュールを提示するようお願いをいたしますので、これについては答弁は結構です。

それから、(4)について、建設検討委員会のようなものを設置するということで、前回の第1回の定例会の質疑では、4月から委員会を設置する条例の準備に取り組んで、できるだけ早い議会に上程をするというふうに答弁をいただいております。本来であれば今議会にその条例が上程されるか、少なくとも何らかの方針が示されるかなと思っていただけたところなのですが、それがなかったということで、もしもこの条例の上程が次の定例会でということになれば秋になってしまうわけで、それで果たして本年度中に基本構想の策定ができるのかなということ心配しております。臨時会の開催も含めまして、早急に検討を進めていただきたいと思います。こちらもちよっと要旨から離れてしまいましたので、答弁は結構です。

それから、(5)、1回目の質問のうち前段の部分、つまり組合として地元住民への説明については、建設地が確定した段階で説明するというので答弁いただいたわけなのですが、その質問の後段の部分、つまり構成市町が基本合意に当たって地元住民に何らかの説明をしているあるいは何らかの条件が示されているかどうかということについて、ここについては答弁がなかったのですけ

れども、これを構成市町からは特段何も聞いていないということでもよろしいのでしょうか。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

建設推進課長。

○田村邦博建設推進課長 桜井議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目の具体的な事務の進め方についてでございます。当組合では、新たなごみ処理施設の建設に向け、2市1町の担当部課長から構成される幹事会や副市町長から構成される調整委員会を設置し、4月21日に最初の幹事会、また4月27日に最初の調整委員会をそれぞれ開催し、今後の事務の進め方について協議をしております。

その中で、まずは事業の全体スケジュールを把握すべく、事務局で素案を作成し、2市1町のご意見をいただきながら工程表を作成してまいります。

次に、2点目の二酸化炭素排出量の削減策についてでございます。ご質問のとおり、現時点で当組合としての具体的なイメージはございませんが、二酸化炭素の排出量の削減策につきましては、今後事業が進捗していく中で構成市町による脱炭素に向けた施策と整合を図りながら調査研究し、検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の2市1町による基本合意に当たり、地元住民とのやり取りについて構成市町から何も聞いていないということかでございます。お尋ねの地元住民の方々との話合いの状況につきましては、基本合意書では建設予定地が鴻巣市内の土地であることから、鴻巣市の事務として地元との話合いがあったものと認識しております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

桜井議員。

○8番 桜井 卓議員 それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、最初のゼロカーボンへの対応というところで、今後に関しては、構成市町における取組と整合を図って進めていくということで、何か聞いていると、構成市町のほうでそれぞれが検討した結果を踏まえて組合としてそれに対するというような形で捉えてしまったのですけれども、それだとせっかく2市1町それぞれがゼロカーボンに向けて取り組む中で、やっぱりそういう2市1町の取組をもってこちらを進めていくということではなくて、それぞれが協調してごみ処理に関してはこういうふうにすべきという話合いをされたほうがいいのではないのでしょうか。もちろんそれは2市1町でそれぞれで取り組むべきこともあるでしょうけれども、2市1町の中で協調してこれは取り組んでいったほうがいいこともあると思いますので、そこはぜひ話合いの中で、基本構想をつくる前に、では我々はこうしようということをしちゃんと組合と聞き取りの中で議論してもらえればあ

りがたいなと思います。これは結構です。

それから、一番最後の質問の部分です。鴻巣市のほうと地元との話合いがあったものと認識しておりますということで、その内容について答弁がなかったのですけれども、要はそういった内容についてまでちゃんと聞いているのかどうか。聞いてはいるのだけれども、答えられないのか、それとも答える立場にないということなのか、それとも話合いがあったことは知っているけれども、その中身までは知らないということなのか、そこについて教えてください。

○**神田 隆議長** 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

建設推進課長。

○**田村邦博建設推進課長** 桜井議員さんの再々質問にお答え申し上げます。

1点ということによろしいでしょうか。地元との話合いについてでございます。地元住民との話合いの状況につきましては、話合いがあったことは承知しておりますが、内容につきましては今後当組合において建設地に係る協議を進める中で適宜お聞きしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 以上で桜井議員の質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

---

再開 午前10時15分

○**神田 隆議長** それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番目の通告者、柳谷泉議員の質問を許可いたします。

柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 改めまして、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますと思います。13番、柳谷泉でございます。

件名といたしまして、2市1町で締結された基本合意書の埼玉中部環境保全組合での取扱いについてでございます。昨年9月16日に「新たなごみ処理施設の整備促進にかかる基本合意書」の締結が2市1町においてなされましたが、吉見町議会において合意前に報告があり、町長と管理者とは立場が違うので、改めて正副管理者で当然話合いを持つということでしたので、伺いたいと思います。

1点目、正副管理者会議で合意書の内容をどの程度まで審議をしたのか。また、埼玉中部環境保全組合として合意書を受け入れたという認識でよいのか。

2、合意書の補則で本合意書に定めのない事項及び本合意書について疑義が生じたとき、2市1

町での協議の上、決定するものとするあり、吉見町議会の質疑においては、今後そのようなことが生じた場合は埼玉中部環境保全組合で審議をしていくものと答弁をされています。埼玉中部環境保全組合としてはこの取扱いをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

3番目といたしまして、埼玉中部環境保全組合のごみ処理施設の老朽化に伴い、平成19年頃から本格的な建て替えの議論がされて、組合においても2市1町においても紆余曲折あり、基本的には2市1町において基本合意の締結がなされましたが、枠組みとしては埼玉中部環境保全組合の枠組みであるが、基本的には施設の老朽化に伴う新施設の建て替えということで考えてよいのか、お伺いをいたします。

再質問は自席においてさせていただきたいと思えます。

○**神田 隆議長** 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○**成井治久事務局長** 柳谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

件名1、2市1町で締結された基本合意書の埼玉中部環境保全組合での取扱いについての①、正副管理者会議で合意書の内容をどの程度まで審議したのか。また、埼玉中部環境保全組合として合意書を受け入れたとの認識でよいのかについてでございます。まず、昨年9月16日に新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意が締結され、同日付で鴻巣市長、北本市長、吉見町長から管理者に新たなごみ処理施設の整備促進に関する協議についての依頼がございましたので、10月5日の正副管理者会議において、その基本合意書の内容について協議した結果、令和4年4月1日から当組合で事務を進めていくことの確認をいたしております。

次に、②、疑義が生じたときは、埼玉中部環境保全組合として補則の取扱いをどのように考えるかについてでございます。新たなごみ処理施設に関する事務は、令和4年4月1日から当組合で進めておりますので、今後2市1町で疑義が生じたときは、その内容について当組合で協議していくものと考えております。

次に、③、埼玉中部環境センターの老朽化に伴う新施設の建て替えと考えるとよいのかについてでございます。新たなごみ処理施設の整備促進に関する基本合意を締結した2市1町は、当組合の同じ構成団体であり、令和4年4月1日から当組合で新たなごみ処理施設の事務を開始しておりますので、今後建設される新施設は、埼玉中部環境センターの建て替えとして考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○**神田 隆議長** 答弁が終わりました。

柳谷議員。

○**13番 柳谷 泉議員** 再質問をさせていただきたいと思えます。

大きく分けて2点を再質問をさせていただきたいと思います。1点目といたしまして、先ほど来管理者諸報告にもございまして、幹事会とか調整会議というのが出てきました。その中で検討委員会の立ち上げのために、先ほど桜井議員さんのほうでございましたとおり、条例等上げてこなかったということもございまして、そういう事務とか、条例でメンバー構成等を考えていくための検討委員会でよろしいのか、それとも、幹事会、調整委員会がなされているのか、質問させていただきたいと思います。

もう一点目といたしまして、先ほど来合意書でございまして、この中で予定地ということもございまして、検討委員会が立ち上がるとは思うのですけれども、その中で審議をしていくものと、ゼロベースではなく、合意書の建設予定地をまずベースに検討していくものと考えていいのか、お伺いいたします。

○神田 隆議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いします。

事務局長。

○成井治久事務局長 柳谷議員さんの再質問にお答え申し上げます。

1点目でございますが、建設検討委員会を立ち上げるため、幹事会、調整委員会で事務を進めることについてでございますが、議員さんの言われたとおり、まず幹事会で協議し、調整委員会で協議し、検討をいただいた内容から（仮称）建設検討委員会を立ち上げてまいります。

2点目は、基本合意書の建設予定地が建設地で決まりなのかについてでございますが、今後設置を予定している（仮称）新たなごみ処理施設等建設検討委員会でご意見をいただきながら、建設地の協議検討をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

○13番 柳谷 泉議員 結構です。

○神田 隆議長 以上で柳谷泉議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

---

#### ◎管理者提出議案の上程及び説明

○神田 隆議長 日程第8、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長の命によりまして、提出議案の説明をさせていただきます。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについては、去る3月16日に埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）の専決処分をさせていただきましたので、議会の承認を求めたいとする

ものであります。

議案第5号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例については、当組合の議員及び特別職の期末手当の支給率を改正するものでございます。

議案第6号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の一部改正に伴い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るために改正するものでございます。

議案第4号から議案第6号につきましては、その概要を申し上げましたが、細部につきましては事務局長に説明をいたさせます。

また、議案第7号は人事案件であります。議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意については、当組合の監査委員として北本市から選出いただいております滝瀬光一議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めたいとするものでございます。

以上4議案について、慎重審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。

○**神田 隆議長** 以上で、提出議案についての管理者の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○**神田 隆議長** 日程第9、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**神田 隆議長** なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○**成井治久事務局長** 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

令和3年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月16日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

本補正は、事業系ごみ量の減少に伴う清掃施設手数料の減額、また組合議員の交代に伴う報酬を増額したものであります。

詳細につきまして申し上げますので、議案の最後のページ、5ページをお願いいたします。初めに、歳入ですが、2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料200万円の減額につきましては、1月末までの実績では、当初予算の手数料収入が見込まれておりましたが、2月分の手数料収入が前

年度に対して120万円以上の減となりましたことから減額をさせていただきました。

次に、歳出ですが、1款議会費、1節報酬1,000円の増額につきましては、北本市議会選出の組合議員の交代によるものであります。2月21日付で渡邊議員の辞職に伴い、同日付で滝瀬議員が選出されましたが、2月分の議員報酬は議員報酬の規定による日割計算の結果、1月から3月分の議員報酬の総額に159円の不足が生じたことから増額をさせていただきました。

2款総務費、1目一般管理費200万1,000円の減額は、1節報酬94万9,000円、8節報償費28万円、11節需用費14万円、13節委託料63万2,000円につきまして、それぞれの不用額を減額させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第10、議案第5号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第5号 埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本改正につきましては、令和3年度の人事院勧告に関わる議員と特別職職員の期末手当の支給割合の改正であります。

令和3年の10月5日の正副管理者会議及び10月12日の議会運営委員会において、構成市町の状況を鑑み改正することが申し合わせておりましたので、議員と特別職職員の6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ0.075月分引き下げたいとするものであります。

第1条は、埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、また第2条は埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例を改正するものであります。

次のページの議案第5号資料の1、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中、「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものであります。

次のページの議案第5号資料の2、新旧対照表をお願いいたします。第6条第2項中、「100分の222.5」を「100分の215」に改めるものであります。

なお、附則の第2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めるもので、令和3年度の人事院勧告との整合を図るため、令和3年12月に減額されるべき額を6月支給分で調整をするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○神田 隆議長 日程第11、議案第6号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより事務局長に細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

本改正につきましては、非常勤職員の育児休業について、令和2年度の会計年度任用職員制度の導入以降、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、子が1歳に達するまで取得することができるとした運用でありましたが、最大で2歳に達するまで取得することが可能となるよう整備をするほか、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置に係る人事院規則の改正に伴い、職員から妊娠または出産等についての申出があった場合における措置について、また育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する措置について、これらを新たに規定するものであります。

2枚おめくりいただき、議案第6号資料の新旧対照表をお願いいたします。第2条では、育児休業をすることができない職員を定めております。

次のページをお願いいたします。第2条の3及びもう一枚おめくりいただき、第2条の4では、育児休業をすることができる期間を定めております。

次のページをお願いいたします。第19条及び次のページの第20条では、部分休業をすることができない職員と部分休業の承認についてを定めております。

次のページをお願いいたします。第23条では、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置として、申出をした職員に対して、育児休業に関する制度の周知等を定めております。

第24条では、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業の請求が円滑にされるよう、任命権者が行う措置を定めたものであります。

なお、当組合の構成市町でも3月議会におきまして、職員の育児休業等に関する条例の改正がなされておりますので、本議案は鴻巣市に倣い、同様の改正を行うものであります。

以上でございます。よろしくお申し上げます。

○神田 隆議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の説明、採決

○神田 隆議長 日程第12、議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、滝瀬議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、滝瀬光一議員の退席を求めます。

〔10番 滝瀬光一議員退席〕

○神田 隆議長 管理者より議案第7号の細部説明を求めます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議案第7号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてでございます。

埼玉中部環境保全組合監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所は北本市高尾5丁目26番地、氏名は滝瀬光一、昭和39年11月20日生まれの方でございます。

なお、議案書の裏面に経歴書を添付いたしましたので、ご同意をいただけますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

○神田 隆議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決したいと思います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

滝瀬光一議員の復席をお願いいたします。

〔10番 滝瀬光一議員復席〕

○神田 隆議長 ここで、監査委員に選任されました滝瀬光一議員より挨拶をお願いいたします。

滝瀬議員。

○10番 滝瀬光一議員 10番、滝瀬です。議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

監査委員選任同意につきまして、皆様方のご賛同をいただきまして、誠にありがとうございます。

今後は議会選出監査委員として、田中代表監査委員のご指導を仰ぎながら、公正で、そして合理的かつ適正に監査業務を行ってまいりますので、今後とも皆様方のご指導をお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第13、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査としたいという申出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきまして、慎重審議をいただき、原案のとおりご承認、可決、ご同意をいただき、誠にありがとうございました。

ご案内のとおり、当センターは昭和59年に稼働して以来、本年で39年を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいており、深く感謝を申し上げる次第でございます。

当組合のごみ処理業務は住民生活に直結する重要な業務であり、行政の責務でありますので、今後も施設の機能を維持していくために種々の保守点検整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

続きまして、当組合の特別職の関係につきましてご報告をさせていただきます。副管理者であります原口鴻巣市長におかれましては、平成14年8月に副管理者に就任以来20年にわたり組合の円滑な運営にご尽力をいただきましたが、令和4年7月をもってご勇退されるとのことでございます。今後とも健康に留意され、側面から組合の運営にお力添えを賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝、ご活躍をご祈念申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

---

#### ◎副管理者退任の挨拶

○神田 隆議長 議員各位に申し上げます。

ただいま管理者からお話がありまして、長い間当組合の副管理者としてご活躍いただきました原口副管理者におかれましては、本年7月31日をもってご勇退されるとのことで、組合議会定例会は最後となりますので、原口副管理者から御礼のご挨拶をいたしたいとの申出がございましたので、これを許可いたします。

原口副管理者。

○原口和久副管理者 議長のお許しをいただきましたので、私ごとで大変恐縮でございますけれども、少しお時間をいただきたいと思います。

このたび私は現在の任期をもって鴻巣市長の職を退任することを決断いたしました。平成14年8月に鴻巣市長に就任して以来、5期20年間市政推進に全力を傾注してまいりましたが、私が目指したまちづくりはおおむね完了し、やり抜いたとの思いが強くなりました。この20年の節目に鴻巣市の未来を後進に託し、さらなる発展につなげていただきたいと思います。退任を決断したものでございます。

思い返せば、鴻巣市長就任と同時に本組合の副管理者という要職に就かせていただきました。皆

様には大変お世話になり、これまでの多大なるご支援、ご協力に改めて心から感謝を申し上げる次第でございます。残すところ2か月ほどになりますが、引き続き本組合の運営に尽力してまいりますので、今後もよろしくお願い申し上げます。

また、今年4月からは新ごみ処理施設の稼働に向け、北本市、吉見町との基本合意に基づき、2市1町から職員を派遣し、本組合での調査検討が開始されたところです。新たなごみ処理施設の建設までは長い道のりになると考えておりますが、これまで約38年にわたり埼玉中部環境保全組合で培ってきた北本市、吉見町、そして本市の信頼関係があれば必ず成し遂げることができると確信しております。今後とも引き続き新ごみ処理施設の稼働に向け、三宮北本市長、宮崎吉見町長をはじめ組合議員の皆様、組合職員の皆様のご理解、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様のご健勝、ご多幸、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、私からの退任の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○**神田 隆議長** 原口副管理者、長い間大変お疲れさまでした。

今後におかれましても健康に留意し、ご活躍されますことをお祈り申し上げます。

---

#### ◎閉会の宣告

○**神田 隆議長** 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時49分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月24日

議 長 神 田 隆

署 名 議 員 田 中 克 美

署 名 議 員 中 野 昭

署 名 議 員 湯 沢 美 恵